

鈴木家住宅

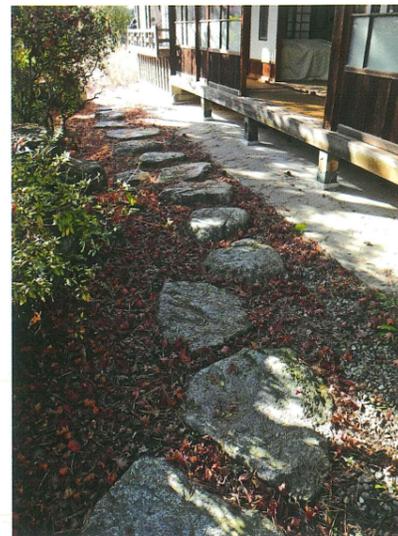
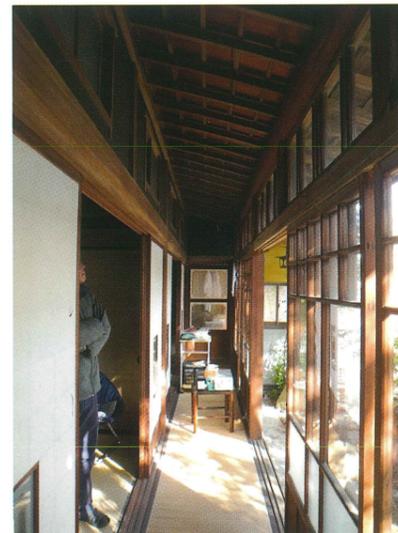
—国登録有形文化財—

構造 木造、平屋、切妻造、東面に入母屋造の玄関及び庇付、棧瓦葺
規模 84.83㎡
所在地 南相馬市小高区仲町

憲法学者鈴木安蔵の義兄にあたる鈴木武之介は、明治時代に水戸から小高に移り、林商會に就職した。この会社では薬品や酒を含めて手広く商品を取り扱い、郵便局をも営んでいた。武之介は薬剤師の免許を取得して薬局の部門を譲られ、その後代々、東日本大震災時まで小高で林薬局の看板を掲げてきた。

武之介が大正後期に建てた現存する主屋は接客を主として利用されてきた。建物が軒を並べる小高の市街地における間口の比較的狭い敷地を最大限に活かし、趣向を凝らして縦長に造られた庭を楽しむ、開放的な空間が作られている。

往時の商人の暮らし方を今日に伝える建物で、室内の多様な造作や壁、建具を含めてたいへん良好な状態で継承されている。



「鈴木安蔵を讃える会」入会のお願い

前略 新型コロナウイルスの感染拡大で世界中が大混乱におちいっていますが、ご健勝でお過ごしのことと推察申し上げます。

さて、1947年施行の「日本国憲法」は、7人で構成の憲法研究会が作成した「憲法草案要綱」がもととなり制定されましたが、その中心になり憲法の間接的起草者といわれるのが福島県南相馬市小高区出身の「鈴木安蔵」です。

「鈴木安蔵」のゆかりの旧家は小高区仲町1-67にあり、安蔵の甥の子息にあたる鈴木新樹氏が「林薬局」を営んでいらっしゃいました。ところが2011年の東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故によって小高区は避難指示区域となり、鈴木新樹氏ご家族は市外に避難なさいました。2016年に小高区は避難指示解除になりましたが、その後も旧家は空き家のままになっています。

由緒ある旧家をなんとか保存、活用しようと望む声が市民の間に高まり、鈴木新樹氏の同意をいただき、今年2020年有志によって「鈴木安蔵を讃える会」を発足させました。

つきましては、「鈴木安蔵を讃える会」規約をもとに、その目的、事業などを御理解くださいますと、会員としてのご入会をお願い申し上げます。

2020年11月

「鈴木安蔵を讃える会」会長 志賀勝明

入会申込みについて

1. 会員申し込み

入会はお名前、ご住所、電話番号を明記し、郵送かファックス、あるいはEメールでお申し込みください。

●郵送・ファックスの場合 会長宛て

〒979-2533 福島県相馬市坪田字八幡前 21 志賀勝明

T E L・FAX0244-26-4645 携帯電話 090-9530-5524

●Eメールの場合 事務局宛て

山崎健一 Eメール：yamazakiken1@gmail.com

2. 会費の納入

●年会費 2,000円

●会費の納入は次の口座をお願いいたします。

振込先：あぶくま信用金庫小高支店 口座番号：0292418

口座名義：鈴木安蔵を讃える会 代表者志賀勝明

スズキヤスゾウヲタタエルカイダイヒョウシャシガカツアキ

3. 協力金

上記口座で「協力金」も受け付けていますので、よろしくお願ひします。



鈴木安蔵 (すずき やすぞう)

鈴木安蔵は1904(明治37)年3月3日に、福島県小高町(現南相馬市小高区)で生まれた。相馬中学校(現相馬高校)、仙台の第二高等学校を経て、京都帝国大学文学部哲学科に入学するが、翌年経済学部へ転部する。

1926年1月の学連事件で逮捕(治安維持法の初適用)、有罪となり大学を自主退学する。2年間の入獄中に研究に没頭し、日本初の社会科学としての憲法学を確立した。第二次世界大戦後、民間の7人で構成された「憲法研究会」の中心として「憲法草案要綱」を作成し1945年12月に公表する。それがGHQに着目され、現在の日本国憲法の骨子となる。その意味で鈴木安蔵は「日本国憲法の間接的起草者」とよばれる。

その後静岡大学・愛知大学・立正大学などで学生を指導。戦争を放棄し基本的人権を保障した民主的な日本国憲法の普及と護憲運動に力を尽くした。2007年、日本国憲法の誕生過程は『日本の青空』として映画化された。

1983(昭和58)年8月7日に、79歳で死去された。

「鈴木安蔵を讃える会」規約

第1条 (目的)

憲法学者 鈴木安蔵の業績を讃えるとともに、鈴木安蔵のゆかりの家、関係資料などを保存活用することを目的とする。

第2条 (事業)

この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 鈴木安蔵の業績を讃える活動に関すること。

(2) 鈴木安蔵にかかるゆかりの家、関係資料の保存活用に関すること。

(3) その他、会の目的を達成するために必要な事業。

第3条 (構成員)

この会は会員で構成する。

第4条 (役員)

この会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名 (2) 副会長 2名

(3) 事務局員 若干名 (4) 監事 2名

(5) 顧問 若干名 (6) 学術参与 若干名

2 会長、副会長、事務局員、監事は会員から選出する。

3 役員任期は、二年とする。ただし再任は妨げない。

第5条 (職務)

会長は、会議を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職を代行する。

第6条 (会議) 会議は、必要に応じて会長が会員を招集する。

2 会議の議長は、会長が務める

第7条 (会計)

この会の会計は、会費、負担金、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 会計の期間は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

3 会員は年会費2,000円とする。

第8条 (事務局) この会の事務局は、会長宅に置く。

(附則) 1 この規約に定めない事項は、会長が決定する。

「鈴木安蔵を讃える会」役員

会 長：志賀勝明

副会長：大友章生 國分富夫

事務局：山崎健一 若松麟二

監 事：大内秀夫 高橋 彰

顧 問：鈴木新樹 平田慶肇 菅田俊雄

学術参与：金子 勝 阪本尚文 今野順夫